

一般社団法人日本呼吸療法医学会 定款施行細則

第1章 代議員の選出

第1条 代議員の選出および定年は次の各項に従う。

- (1) 代議員の選出は定款第15条に基づき、本施行細則によって行う。
- (2) 代議員の選出は2年に一度とする。
- (3) 代議員の新規申請または更新の資格は、申請年の4月1日に満64歳以下であることとする。

第2条 新代議員候補者となることを希望するものは、次の手順により所定の申請書類を理事長に提出する。

- (1) 理事長は、代議員に新代議員候補者の推薦を依頼する。
- (2) 推薦され新代議員候補者になることを希望するものは、代議員選出を行う定時社員総会の3カ月前までに次の書類を理事長に提出する。
 - ①代議員2名の推薦状
 - ②候補者の履歴書
 - ③候補者の主たる業績の目録（機関誌および呼吸管理に関する学会発表および論文）

第3条 再任を希望する代議員は、代議員選出を行う定時社員総会の3カ月前までに所定の申請書類を理事長に提出する。

第4条 新代議員の選出は、第2条による新代議員候補者の中から次の各項により行う。

- (1) 新代議員は、定款第44条により設置される代議員審査委員会が選出し、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
- (2) 原則として、次の基準を同時に満たすことを新代議員の資格条件とする。ただし、理事会が必要と認めた者はその限りではない。
 - ①審査委員会開催の時点で、合計3年間（3年度）以上本会会員であること。
 - ②医師については「呼吸療法専門医」資格を有していること。
 - ③本会の学術集会において2題以上の発表（共同演者も含む）があること。そのうち1題は、筆頭演者での発表であること。
 - ④呼吸に関する論文3編以上（共同執筆も含む）が内外の雑誌に掲載されていること。ただし、機関誌のプロシーディング以外の抄録発表は論文とは認めない。
- (3) 同一施設の代議員は3名以内とする。ただし、同一病院でも所属が異なれば同一施設でないとみなす。

第5条 代議員は以下の業務を行う。

- (1) 定時社員総会に出席し、会員を代表して議決権を行使する。
- (2) 各委員会から推薦を受けた場合、委員として委員会活動に参画する。

(3) 学術集会に出席し、依頼のもとに座長としてセッションの司会を行い、機関誌への投稿推薦を提出する。

(4) 依頼のもとに投稿論文の査読を行う。

第 6 条 理事長は、代議員審査委員会に諮って再任を希望する代議員の資格審査を行う。次の各項のいずれかに該当する代議員は再任されない。

(1) 特別な理由がないにもかかわらず、委任状の提出なく直前 3 年間の定時社員総会に出席がないとき。

(2) 理事会で再任が不適当と認められたとき。

第 7 条 再任を希望する代議員は、前条により再任が不適当と審査された場合以外は、理事会の承認を経て、再任されるものとする。

第 2 章 理事および監事の選出

第 8 条 理事および監事の選出は定款第 19 条に基づき、本施行細則によって行う。

第 9 条 理事は代議員の中から選出する。

2 理事への立候補には、所属施設が「呼吸療法専門医研修施設」に認定されていることを要件とする。

3 監事は、立候補届出締切日において以下の要件を満たす会員の中から選出する。

(1) 代議員またはその経験者であること。

(2) 呼吸療法専門医の資格を有していること。

(3) 68 歳未満であること。

第 10 条 理事を下記の 3 つに区分する。

(1) 選挙理事 7 名 (選挙によって選出される理事)

(2) 職責指定理事 4 名 (学術集会会長、副会長 2 名、前会長)

(3) 職種指定理事 4 名以内 (医師および医師以外の職種から選任)

第 11 条 役員の再任は次の各項に従う。

(1) 選挙理事と職種指定理事は連続して 3 期を超えて再任することはできない。職責指定理事は、副会長に選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときに退任し、会長に就任すると同時に再任する。任期はその後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(2) 選挙理事と職責指定理事が重複した場合は選挙理事であることを優先し、その職責指定理事枠は空席とする。

第 12 条 選挙理事および監事候補者となることを希望するものは、理事および監事選出が行われる定時社員総会の 1 カ月前までに所定の申請書類を理事長に提出する。

第 13 条 選挙理事および監事の選出は、10 日間の投票期間内に電子媒体を用いて、代議

員の投票により行う。

- 2 立候補者数が定数内だった場合は、投票は行わず定時社員総会に出席した代議員の議決権の過半数の承認をもってこれを選出する。

第 14 条 選挙の方法は次の各項に従う。

- (1) 選挙にあたっては理事長が代議員の中から 2 名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
- (2) 選挙理事の投票は 5 名連記とし、監事の投票は 2 名連記とする。
- (3) 以下の投票は無効とする。
 - ① 所定の様式を用いないもの。
 - ② 立候補者以外の氏名を記載したもの。
 - ③ 所定の人数を超える氏名を記載したもの。
- (4) 当選者の確定は次の各項に従う。
 - ① 有効得票数が最も多い者から順次、定数までの候補者をもって当選とする。
 - ② 定数最下位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときには、選挙管理委員の立会いのもとに、抽選によって順位を決定する。
 - ③ 任期終了 2 年以前に選挙理事または監事に欠員が生じたときは、次点者を繰り上げて補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第 15 条 職种指定理事は、選挙理事選挙の年に代議員の中から新理事長がこれを選任する。

第 3 章 代表理事（理事長）および副理事長の選出

第 16 条 新理事長の選出は、定款第 19 条に基づき、本施行細則によって行う。

第 17 条 新理事長は、新役員による最初の理事会において、新しく選出された選挙理事の中からその互選により選出する。

第 18 条 新理事長候補者は、選挙理事選出時の有効得票数上位 3 名とする。ただし、有効得票の等しい候補者が複数ある場合は、選挙管理委員の立会いのもとに、抽選によって順位を決定する。

- 2 選挙理事の選出にあたり選挙が行われなかった場合は、立候補した理事の全員を新理事長候補者とする。

第 19 条 理事会は、次の各項に従って新理事長を選出する。

- (1) 選挙にあたっては前理事長が理事の中から 2 名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
- (2) 投票は単記無記名とする。
- (3) 以下の投票は無効とする。
 - ① 所定の様式を用いないもの。
 - ② 理事長候補者以外の氏名を記載したもの。

③複数の氏名を記載したもの。

(4) 当選者の確定は次の各項に従う。

①有効得票数が最も多い者を当選者とする。

②最上位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときには、最上位の候補者で再選挙を行い、有効得票数が最も多い者を当選者とする。

③再選挙の結果、最上位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときには、選挙理事選出時の有効得票数の上位の者に決定する。それでも同数の場合は、選挙管理委員の立会いのもとに、抽選によって順位を決定する。

第 20 条 新理事長は、理事（選挙理事、職責指定理事、職種指定理事）の中から副理事長を選任できる。

2 副理事長の任期は新理事長の任期を超えないものとする。

3 理事長は、副理事長を解任することができる。

第 21 条 理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、臨時理事会を開催し、選挙理事の中からその互選により暫定理事長をすみやかに選出する。

2 この臨時理事会の議長は、副理事長がこれにあたる。副理事長が選任されていない場合は、監事がこれにあたるが、監事 2 名が出席している場合は、抽選によってこれを決する。

3 暫定理事長候補者は、残る選挙理事の中で理事選出時の有効得票数上位 3 名とする。ただし、有効得票数の等しい候補者が複数ある場合は、これら全員を候補者とする。

4 監事が出席している場合は監事を選挙管理人とし、投票用紙を用いた単記無記名投票を行う。監事が欠席の場合は挙手による選挙を行う。最も得票の多いものを暫定理事長とする。最上位に得票数の等しい候補者が複数あるときは、最上位の候補者を対象として再投票を行い、得票の多いものに決定する。それでも同数の場合は、議長がこれを決する。

5 理事会は暫定理事長を社員に報告する。

6 暫定理事長の任期は、前理事長の残任期間とする。

7 暫定理事長は、理事長の職務を代行する。暫定理事長決定までの理事長の職務は、副理事長がこれを代行する。

第 4 章 学術集会会長の選出

第 22 条 学術集会会長（会長）の選出は代議員の中から定款第 44 条に基づき本施行細則によって行う。

第 23 条 会長の選出は、学術集会担当年度の 3 年前の事業年度に開催される定時社員総会にて行う。

2 会長の任期は、担当学術集会の前年の学術集会最終日の翌日から担当学術集会

の最終日までとする。

- 3 会長に選出された者は、選出された事業年度に開催される学術集会最終日の翌日から2年後の事業年度に開催される学術集会の最終日まで副会長に就任する。

第24条 会長候補者となるには、3名以上の代議員の推薦を必要とする。推薦状は理事長に提出する。

第25条 理事会は、前条による会長候補者の中から、本会における活動、業績、貢献度等を勘案して単数または複数の会長候補者を指名する。

第26条 理事会で指名された会長候補者が単数の場合には、定時社員総会の承認を得る。候補者が複数の場合には、定時社員総会における選挙により決定する。

第27条 社員総会における会長の選出は次の各項に従う。

- (1) 選挙にあたっては、理事長が代議員の中から2名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
- (2) 投票は単記無記名とする。
- (3) 不在者投票は認めない。
- (4) 以下の投票は無効とする。
 - ① 正規の用紙を用いないもの。
 - ② 指名された会長候補者以外の氏名を記載したもの。
 - ③ 複数の氏名を記載したもの。
- (5) 当選者の確定は次の各項に従う。
 - ① 有効得票数が最も多い者を当選者とする。
 - ② 最上位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときには、選挙管理委員の立会いのもとに、抽選によって順位を決定する。

第5章 名誉会員の選出

第28条 名誉会員の選出は定款第7条に基づき、本施行細則によって行う。

第29条 名誉会員の選出は次の各項に従う。

- (1) 名誉会員候補者となるには、本条第3項の推薦基準を満たすとともに、代議員3名以上の推薦を必要とする。推薦書は理事長に提出する。
- (2) 選出にあたっては、理事会の議を経たのち、社員総会で承認を得る。
- (3) 名誉会員の推薦基準は次のとおりとする。
 - ① 理事長、学術集会会長、理事、または監事経験者。
 - ② その他本会に対して著しく功績のあった者。

第6章 賛助会員

第30条 定款第7条に定める賛助会員とは、人工呼吸器および呼吸管理に関する周辺機器類、医薬品の研究、開発、販売などを行う団体で、代議員1名以上の推薦に

に基づき、理事会の承認を経て、所定の会費を納めた者をいう。

- 2 賛助会員は、学会誌上の広告掲載および学術集会における展示などにおいて特典を有する。

第7章 会 費

第31条 定款第9条に基づく本会の年会費は次の各項に従う。

- (1) 正会員 （医師） 10,000 円
 （医師以外） 8,000 円
- (2) 賛助会員 100,000 円

- 2 会費は当該事業年度の6月末日までに納入することとする。

第8章 補 則

第32条 本施行細則は、理事会の決議により変更することができる。

2013年 4月 1日施行
2014年 7月 18日変更
2015年 10月 28日変更
2016年 5月 25日変更
2017年 2月 28日変更
2019年 6月 27日変更
2019年 10月 31日変更
2020年 7月 7日変更
2022年 6月 10日変更
2022年 11月 17日変更
2024年 9月 6日変更
2025年 11月 28日変更